

平成19年度事業 下野市教育委員会点検・評価報告書を作成

市教育委員会の活動状況については、ホームページや広報等、様々な機会にお知らせしてきましたが、平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、平成20年4月から、全ての教育委員会は、毎年その教育行政事務の管理及び執行の状況について、学識経験者の知見を図り、自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することとされました。

そこで、市教育委員会は、法の趣旨に則り、効果的な教育行政の推進を図るため、「教育委員会の点検・評価」を行い、その報告書を市ホームページに掲載しましたので、ぜひご覧ください。また、教育総務課（石橋庁舎）でも閲覧できますので、お気軽にお立ち寄りください。

報告書ができるまで

- H20.6月 評価方法、評価シート内容等を決定
- 7月 各課で事業評価シート作成
- 8月 事業評価シートの内容確認
- 9月 外部評価委員の委嘱
- 10月 外部評価の実施、点検・評価報告書作成
- 11月 点検・評価報告書決定
議会へ報告

報告書の内容（目次）

- はじめに
- 教育委員会議の開催状況
- 教育委員会議における審議状況
- 教育委員会以外での活動状況
- 施策ごとの取組状況
- 評価シート総括表
- 評価シート個別表
- 全体評価と今後の課題
- 外部評価
- 外部評価委員による総合意見

外部評価委員（教育推進懇談会 学識経験者）

- ・ 齊木 敏夫 委員
- ・ 野沢 敏晴 委員
- ・ 坂入 義男 委員

問い合わせ先

教育総務課 ☎52-1117

障害福祉の窓

～福祉の制度やサービスについての概要を紹介します～

問い合わせ先

社会福祉課 ☎52-1112

⑧特別障害者手当について

身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に手当が支給されます。

●対象

- ・ 身体障害者手帳1、2級程度の異なる障害が重複している方
- ・ 身体障害者手帳1、2級程度の障害及び最重度の知的障害が重複している方
- ・ 身体及び精神に前記と同程度の障害、疾病等のある方

●支給制限

- ・ 施設に入所されている方
- ・ 病院に3か月以上入院している方
- ・ 障害者本人又は扶養義務者の所得が一定以上である方

●手当月額等

認定されると申請の翌月から月額26,440円が支給されます。支給月は2・5・8・11月の年4回です。

●申請書類等

- ・ 認定請求書 ・ 戸籍謄（抄）本 ・ 住民票の写し ・ 所得状況届
- ・ 認定診断書（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者はその障害程度によっては手帳の写しでも可）